

令和5年第9回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和5年9月11日（月）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 正 木 善 昭

2番 大 井 栄 一

3番 中 野 栄

4番 三 須 清 一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川 村 泉 治

8番 根 本 博

9番 大 炊 三 枝 子

10番 田 口 忠

4. 出席事務局職員

局 長 柏 木 幸 昌

農地係長 遠 藤 幸 廣

主 任 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

- 報告第 3 号 農地法の規定による許可を要しない土地の判定について
- 報告第 4 号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について
- 報告第 5 号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について

三須清一会長 ただいまから令和5年第9回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。本日は委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

9番 大炊 三枝子委員

10番 田口 忠委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号の1議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記のとおり、申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日 令和5年9月11日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料も1ページからとなります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。

申請地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は750平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北東側約700mに位置しています。

位置図は、議案資料の7ページをご覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇〇の方で、譲渡人は〇〇の方他1名です。

自家消費による耕作を行うため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号について調査結果を報告いたします。

第1調査会で譲受人の妻立会いの下、現地調査を行い審議いたしました。

譲受人の経営耕地はありません。

農業従事日数は、今回取得する耕地で本人が年間50日、妻も50日、長女が5日、長男が10日です。耕運機、草刈機を揃えています。

常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

はい、中野委員。

中野栄委員 所有者が〇〇〇〇さんで、許可申請書の譲渡人が〇〇〇〇さんと〇〇さんになっていますがよろしいのでしょうか。

三須清一会長 事務局説明をお願いします。

事務局 まず、所有者の〇〇〇〇さんにつきましては、お亡くなりになっております。したがって、法定相続人であるお二方が申請者という形になっております。

三須清一会長 よろしいですか。

他にございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

報告は、第1号から5号までの5件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、5件受理しました。

届出事由は、住宅が3件、通路が1件、ゴミ集積場及び公衆用道路が1件です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、8件受理しました。

届出事由は、駐車場が1件、宅地分譲が2件、住宅が2件、資材置場が1件、公衆用道路が2件です。

報告第3号は、「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」で、6件判定しました。

事由は、森林化が2件、継続して利用することが見込まれない農地が2件、竹林化が2件です。

なお、現地の状況等、詳細については、報告第3号資料をご確認ください。

報告第4号は「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」で、1件受理しました。

あっせんの状況は買受希望です。

報告第5号は、「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」で、諮問した農地法第5条の規定による申請について「許可相当と認める」と答申されました。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から5号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第9回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。